

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北九州市門司区新門司三丁目38番2号

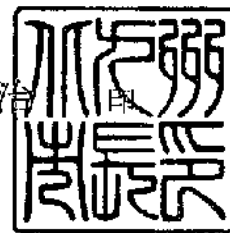
氏 名 株式会社 イマナガ

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 今永 良二



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治



許 可 の 年 月 日 平成 28年 3月 24日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 5年 3月 23日

複写厳禁

1 事業の範囲
別紙のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

所在地：北九州市門司区新門司三丁目38番1及び38番2

面 積：293.26平方メートル

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、がれき類 以上10種類

3 許可の条件

石綿含有産業廃棄物の収集運搬及び積替え又は保管にあつては、梱包し、又はシートで覆う等の措置を講ずること。

4 許可の更新又は変更の状況

昭和57年	9月27日	新規許可	平成11年	3月24日	更新許可
平成元年	3月24日	変更許可	平成12年	5月15日	変更許可
平成4年	10月15日	変更許可	平成16年	3月24日	更新許可
平成6年	2月14日	変更許可	平成21年	3月24日	更新許可
平成6年	3月24日	更新許可	平成28年	3月24日	更新許可
平成8年	4月30日	変更許可	令和元年	11月28日	変更許可

5 積替え許可の有無 記載なし

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

1 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、鉱さい、がれき類、ダスト類 以上16種類
（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

積替え又は保管を含む

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類 以上10種類
（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

複写厳禁

